

かかりつけ医機能報告制度について

かかりつけ医機能報告制度の概要

【制度の背景】人口動態・医療需要・マンパワーの変化の概要

人口動態

- 2025年以降、85歳以上を中心に高齢者が増加し、現役世代が減少する。
- 地域ごとに65歳以上の人口が増減し、生産年齢人口が減少する。

医療需要

- 全国の入院患者数は2040年ごろにピークを迎える。
- 外来患者数は2025年ごろにピークを迎えることが見込まれ、65歳以上の割合が増加する。
- 在宅患者数は2040年以降にピークを迎え、要介護認定率は85歳以上で高くなることから、医療・介護の複合ニーズを持つ者が一層多くなることが見込まれる。
- 死亡数は2040年まで増加傾向にあり、年間約170万人が死亡すると見込まれている。

マンパワー

- 2040年には医療・福祉職種の人材は現在より多く必要となる。
- 病院や診療所に従事する医師の平均年齢が上昇しており、60歳以上の医師の割合も増加している。

かかりつけ医機能報告制度に係る
第1・2回自治体向け説明会資料より抜粋

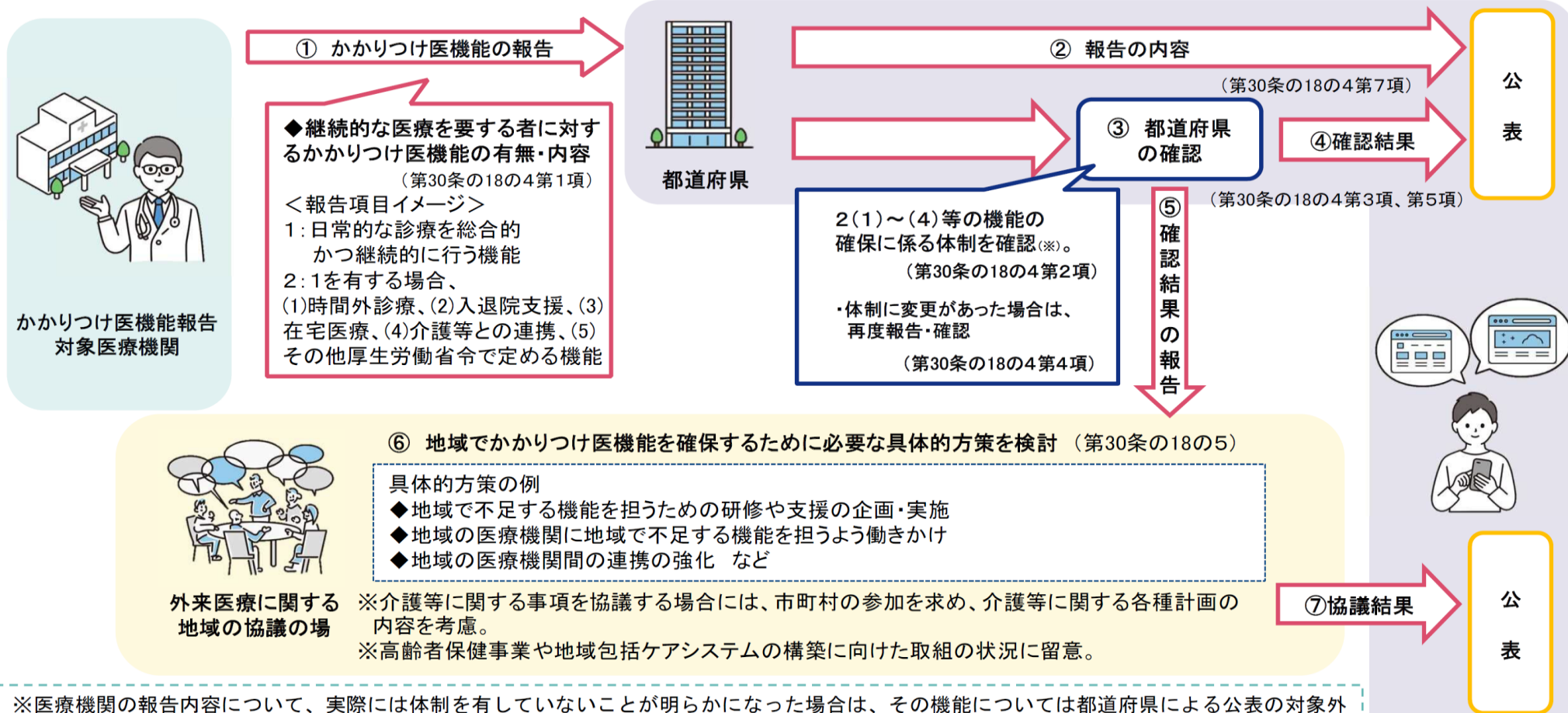
- 地域で必要とされるかかりつけ医機能の充実・強化を図り、国民の**医療機関の選択に資する情報を提供**することを通じて、国民・患者に対する**医療サービスの向上**につなげることを目指す。
- 各医療機関からの報告を受けて、**地域で協議を行い、不足する機能を確保**する方策を検討・実施していく。

かかりつけ医機能報告の流れ

第1回かかりつけ医機能が発揮される
制度の施行に関する分科会資料
【国】R5.11.15)

かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。

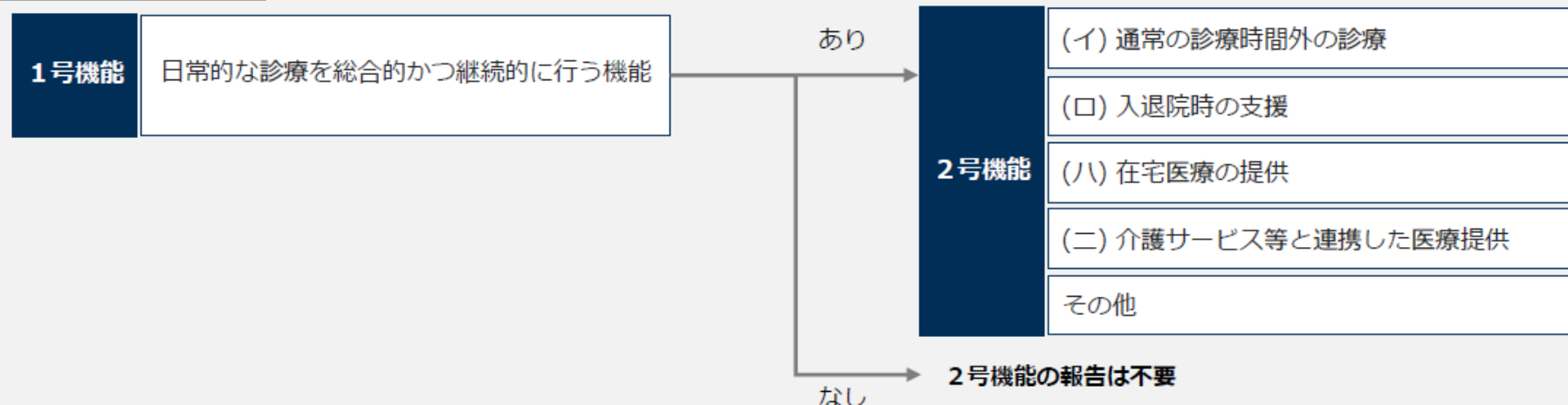


※医療機関の報告内容について、実際には体制を有していないことが明らかになった場合は、その機能については都道府県による公表の対象外
医療機関の報告懈怠・虚偽報告等の場合は報告・是正の命令等(第30条の18の4第6項等)

報告を求めるかかりつけ医機能の概要

かかりつけ医機能報告の報告事項は、大きく1号機能と2号機能に分けられます。1号機能を有する医療機関においては、2号機能に係る報告事項についての報告を行うこととなります。

1号機能と2号機能の関係



かかりつけ医機能「有り」となる要件

<1号機能>

- 以下の報告事項のうち、(★)を付記している報告事項について、「実施している」あるいは「実施できる」ことが1号機能を有することの要件となります。
 - 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表をしていること (★)
 - かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無
 - 17の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること (★)
 - 一次診療を行うことができる疾患
 - 医療に関する患者からの相談に応じることができること(継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む) (★)

<2号機能>

- 各報告事項のうち、いずれかについて「実施している」あるいは「実績がある」ことが、各2号機能を有することの要件となります。

かかりつけ医機能報告制度の主なスケジュール

かかりつけ医機能報告
マニュアル(医療機関用)
(厚生労働省)

- かかりつけ医機能報告の主なスケジュールになります。
- **毎年1～3月**に、都道府県に対して、かかりつけ医機能報告（定期報告）を行っていただきますようお願いします。

	11月頃	1～3月	4月～	11月頃
医療機関	都道府県からの定期報告依頼の受領	定期報告 ※G-MISにより報告	変更報告（随時） ※定期報告で報告した内容に変更が生じた場合	都道府県からの定期報告依頼の受領
都道府県	医療機関への定期報告依頼の発出	医療機関からの定期報告受領 都道府県による体制の有無の確認	報告内容の集計分析 報告内容及び確認結果の公表	医療機関への定期報告依頼

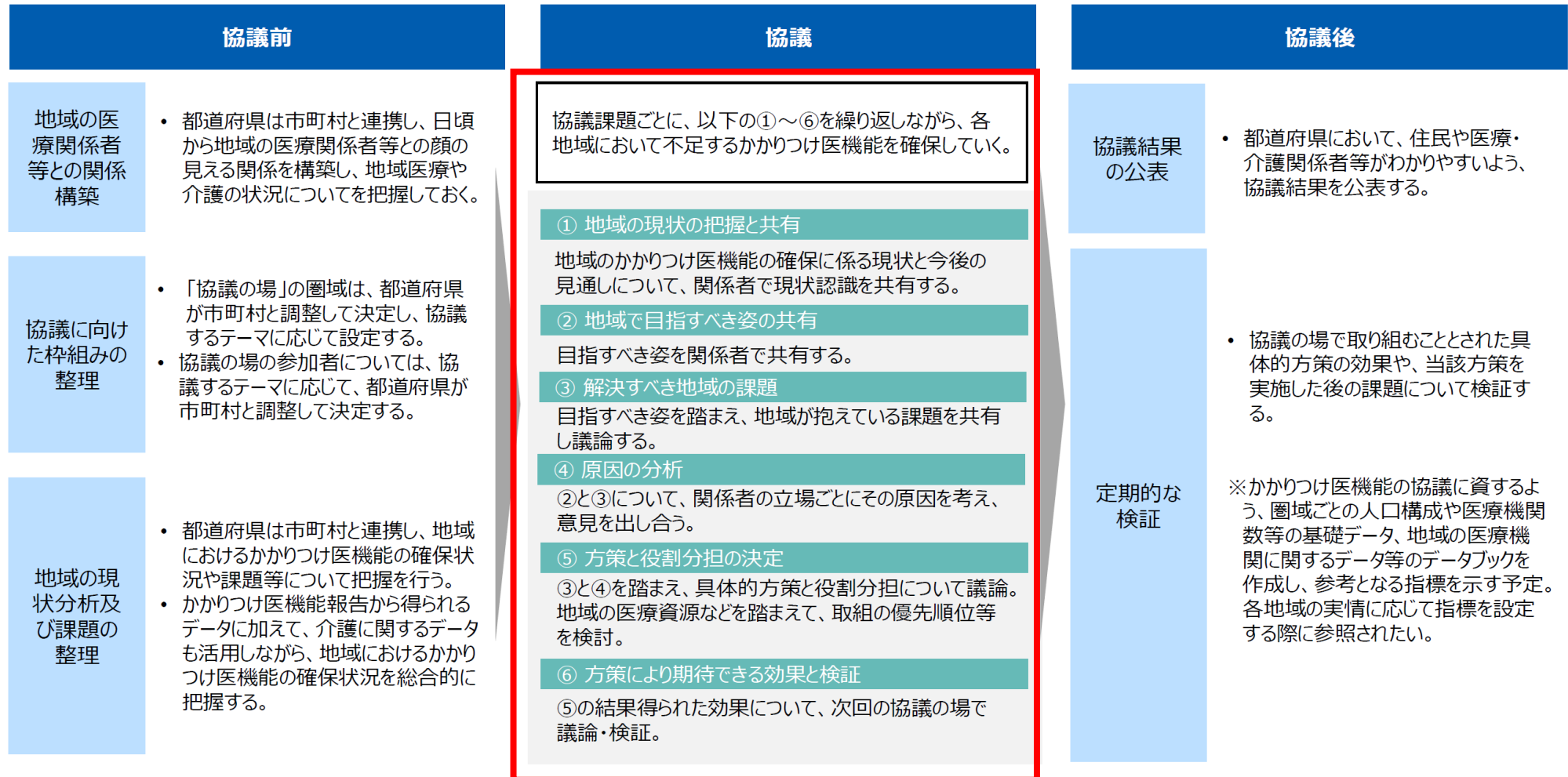
協議の場での協議

※本スケジュールはおおよその流れを記載したものであり、具体的な運用は都道府県ごとに異なります。詳細については、各都道府県へお問い合わせください。

【参考】協議の場の進め方のイメージ

かかりつけ医機能報告制度に係る
自治体向け説明会(第3回)資料
〔国〕R7.7.31)

協議の場の進め方のイメージです。以下を参考に、協議の場の準備等を進めていただきますようお願いします。



※協議の場での協議方法等について現在、県で調整中

かかりつけ医機能報告制度の今後の方向性

令和7年度報告：全県 501 施設のうち 457 施設が報告済み
報告率 91.2% (R8.6.26時点)

今後について

- ・県から各保健所にかかりつけ医機能報告の結果が提供される予定（今夏頃）
 - ・報告結果を今後どのような形で協議会に提案するかは、他県や国の状況を確認中。
 - ・国のガイドラインでは、主に2号機能(通常の診療時間外の診療等)について、協議のイメージ例が示されているものの、各地域の実情に応じて協議課題等を検討することとなっている。
- 圏域の調整会議において、かかりつけ医機能報告の集計結果を報告し、各構想区域の実情に応じて、協議の場や協議内容を検討していくこととする。